

ABL

Asset Based Lending

流動資産担保融資 保証制度のご案内

流動資産担保融資保証制度(略称:ABL)とは

中小企業者の資金調達手段の円滑化・多様化を図るため、流動資産(売掛債権および棚卸資産)を、金融機関ならびに当協会に担保として譲渡することで、融資を受ける制度です。不動産担保によらない資金調達方法として、積極的に推進しています。

● 資金調達力UP!

借入金の担保となるような不動産をお持ちでない方でも、売掛債権や棚卸資産を担保にお借入ができます。

● 資金繰り改善!

取引先からの入金を待たずに、資金調達ができます。根保証の場合、当座貸越枠の範囲内で反復借入ができます。

● 借入限度額拡大!

一般の保証とは別に、2億5千万円(保証限度額2億円)を限度としたお借入が可能になります。

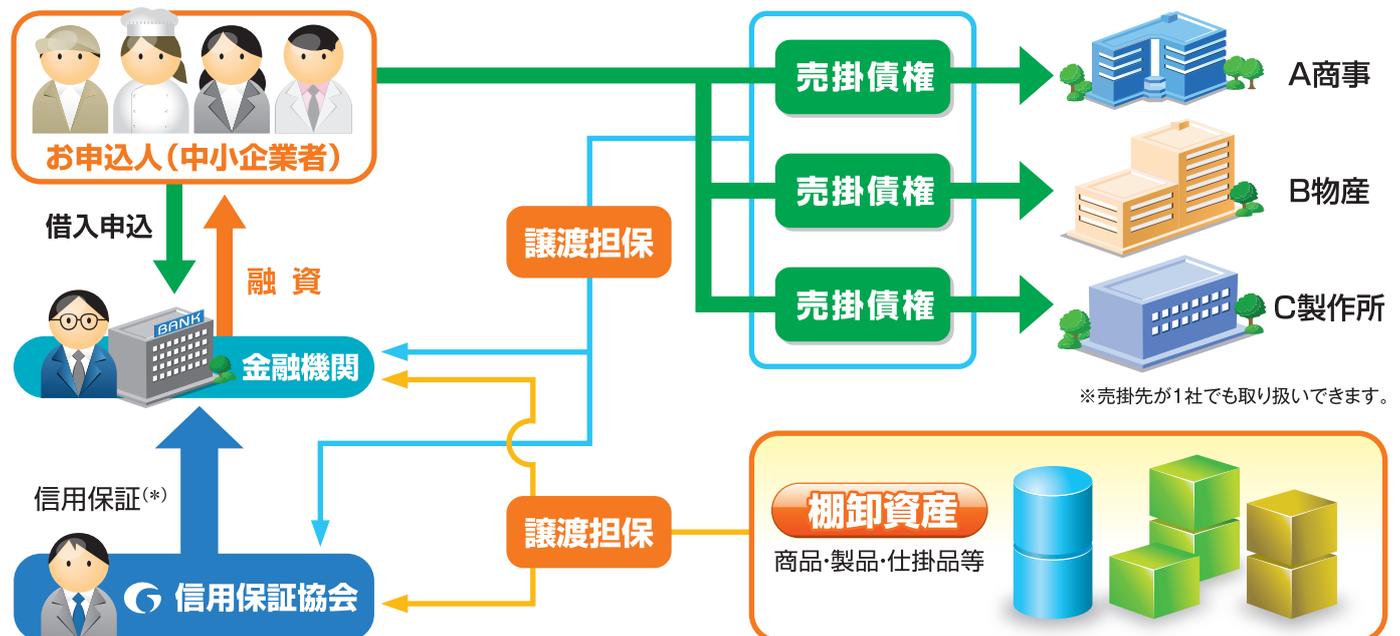
● 低率・固定の信用保証料率!

お客様の経営状況に係わらず、借入額(根保証の場合は極度額)に対して年0.68%の固定の信用保証料率です。

● 金融機関との関係強化!

金融機関とのリレーション強化で柔軟・迅速なサービスが期待できます。

▼ 制度の概略



*貸付金額の80%の部分保証(保証限度額2億円)となります。

担保となる流動資産

売掛債権

国内の事業者(官公庁を含む)に対する売掛債権が対象です。物品の販売債権だけではなく、サービスの提供による売掛債権も対象になります。

具体例 売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、介護給付費債権、調剤報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権

※売掛債権を当協会と金融機関に譲渡していただきますので、取引契約の中に債権譲渡禁止特約がある場合は、解除が必要です。

棚卸資産

中小企業者が行う事業により生じる(予定を含む)ものであり、かつ決算書に計上される(予定を含む)棚卸資産が対象になります。

具体例 商品仕入による在庫商品、製造業における製品在庫、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品

※担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記をすることができるものに限られます。※棚卸資産を担保とする方は、法人に限られます。

◎売掛債権と棚卸資産はどちらか一方(または両方)を担保とすることもできます。

●流動資産担保融資保証の活用事例

事例1

創業後2年足らずの内科医院で先行投資が大きく、赤字計上していたが、国保・社保に対する診療報酬債権を譲渡担保として当座貸越枠を設定し、資金を調達した。

事例2

部品製造業で売上増加に伴う増加運転資金を必要としているが、不動産担保余力がないため、自社の製品・原材料を譲渡担保として当座貸越枠を設定し、資金を調達した。

事例3

老舗酒類卸売業で、大手ホテル、飲食業者への販路確立していたが、回収期間が長い売掛債権を譲渡担保として当座貸越枠を設定し、資金を調達した。

制度内容について

ご利用いただける方	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者です。なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。
資金使途	運転資金および設備資金です。
保証限度額および保証割合	保証限度額は2億円(借入限度額は2億5千万円)です。保証割合は80%の割合保証です。
保証形式	あらかじめ一定の借入限度額、期間を定め、その範囲内で反復継続する「 根保証 」と、1回の借入について、その都度保証する「 個別保証 」が利用できます。なお、棚卸資産を担保とする場合は「根保証」のみの取り扱いとなります。
貸付形式	根保証の場合は当座貸越、個別保証の場合は手形貸付です。
返済方法	根保証の場合は、約定弁済または非約定弁済(随時弁済)、個別保証の場合は、返済引当とした売掛債権の支払期日に一括弁済となります。
保証期間	根保証は1年(当初保証から3年までの範囲で更新により延長可能)、個別保証は1年以内です。
担保	根保証は、売掛債権または棚卸資産(両方を担保とすることもできます)、個別保証は、売掛債権のみです。
連帯保証人	法人での申込みの場合は代表者のみ、個人での申込みの場合は不要です。
信用保証料率	借入額(根保証の場合は極度額)に対して年0.68%です。
貸付利率	金融機関所定の利率です。

●実際の借入限度額について

※対抗要件具備方法および掛目については「対抗要件について」をご参照ください。

売掛債権 売掛債権額に売掛先の信用力と対抗要件具備方法に応じて設定された掛目(70%~100%)を乗じた範囲内です。

$$\text{借入限度額} = \text{売掛債権} \times \text{掛目}$$

棚卸資産 原則として、棚卸資産の直近の簿価に掛目(原則として30%)を乗じた範囲内です。

$$\text{借入限度額} = \text{棚卸資産} \times \text{掛目}$$

対抗要件について

売掛債権や棚卸資産を担保として譲渡した(譲渡担保契約)後、借入される前までに、「対抗要件の具備」と呼ばれる、法律(民法または動産債権譲渡特例法)が定める担保の保全を行う手続きが必要になります。

●対抗要件

	対抗要件 (売掛債権については売掛先ごとにいずれかを選択)	具体的手続
売掛債権	① 承諾 売掛債権の譲渡に関して、売掛先の 承諾 を得る。	売掛先から「承諾書」をもらい、その後公証人役場で確定日付をもらう。
	② 通知 売掛債権を譲渡したことを、売掛先に 通知 する。	売掛先に「通知書」を内容証明郵便で送付。
	③ 登記 (通知の留保) 売掛債権を譲渡したことを法務局に 登記 する。(金融機関が必要と判断した時点で売掛先に通知する。)	東京法務局(中野)で債権譲渡登記手続。

※個人事業主の方、あるいは個別保証をご利用の方は、「①承諾」「②通知」のいずれかになります。

棚卸資産	棚卸資産を譲渡したことを法務局に 登記 する。	東京法務局(中野)で動産譲渡登記手続。
------	--------------------------------	---------------------

※棚卸資産を担保とする方は、法人に限られます。

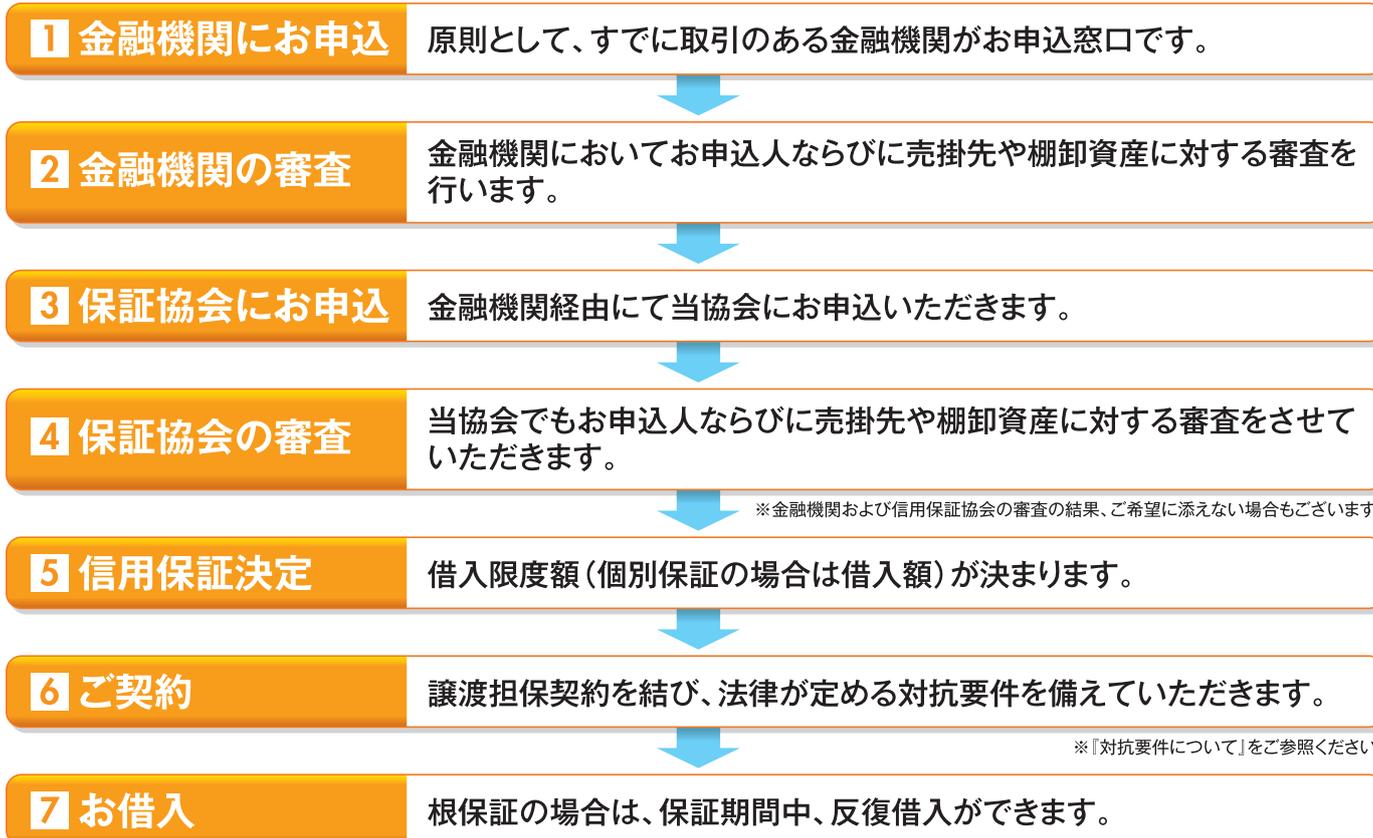
●売掛債権・棚卸資産に対する掛目

売掛債権	対抗要件	売掛先	一般企業	店頭・新興市場 上場有配 ^(※) 企業	官公庁・上場有配 ^(※) 企業	棚卸資産
	① 承諾			80%	90%	
② 通知			75%	85%	95%	
③ 登記(通知の留保)			70%	80%	90%	

※第三者の客観的評価が得られた場合等、金融機関および信用保証協会が相当と認めた場合は、70%を上限として引き上げることが可能です。

※有配は保証決定時(もしくは期間延長時)直前期末の株主配当実施。

ご利用の手続き



● お申込に必要な書類

売掛債権や棚卸資産の内容を確認するために、通常のお申込書類のほかに次のような書類が必要となります。
なお、別途資料を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

共通

- 信用保証委託申込書 (本制度所定書式) ● 信用保証依頼書 (本制度所定書式) ※金融機関作成
- 信用保証委託契約書 (本制度所定書式) ● 譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 (本制度所定書式) ※金融機関作成

売掛債権を担保とする場合

- 譲渡担保対象売掛先明細書 (本制度所定書式)
- 概要記録事項証明書 ※債権譲渡登記のもの
- 取引基本契約書 (写) ※締結している場合
- 売掛先との取引内容・実績を証する資料 (写)
※預金通帳、発注書、納品書・請求書、支払通知書 等

棚卸資産を担保とする場合

- 棚卸資産売上代金入金口座届出書 (写)
(本制度所定書式)
※掛売上以外の売上有る場合
- 概要記録事項証明書 ※動産譲渡登記のもの

● 本制度ご利用上の注意点

- 1 根保証を利用するに際しては、貸越口座の開設が必要となります。
- 2 売掛金および棚卸資産の売上代金が入金される口座を金融機関に届け出ていただきます。
また、個別保証の場合は、原則として取扱金融機関名義の別段預金口座に売掛先からの振込みをしていただきます。
(当該入金 は借入金の返済に充当いたします。)
- 3 担保の設定・管理事務等の対価として、お申込金融機関に担保管理手数料をお支払いいただく場合があります。
- 4 根保証について、貸付実行後は流動資産の管理が必要なため、お申込金融機関による定期的なモニタリングを受けていただきます。
①回収口座への入金状況について1ヶ月に1回以上、確認させていただきます。
②担保としている売掛債権残高や棚卸資産の数量等を3ヶ月に1回以上、お申込金融機関に報告させていただきます。
③棚卸資産を担保とした場合は、棚卸資産の状況について1年に1回以上、お申込金融機関の現地調査を受けていただきます。
- 5 金融機関が必要と判断した場合、金融機関は新たな貸越の停止や回収口座からの出金停止措置をとることがあります。
- 6 売掛先に関する情報について、当協会は守秘義務を負っているため、お知らせいたしません。
- 7 棚卸資産を担保としている場合は、償還不能時に在庫を換価処分することがあります。
- 8 動産・債権譲渡登記や売掛先への通知によって、お取引の中止、その他お取引先とのトラブル等が発生した場合、当協会は責任を負いません。

窓口	所在地	電話番号	業務地域
本所営業部	福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号	☎092-415-2601	福岡市(博多区・東区)、大野城市、春日市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、粕屋郡、筑紫郡
大濠支所	福岡市中央区黒門2番28号	☎092-734-5923	福岡市(中央区・城南区・南区・早良区・西区)、糸島市
北九州支所	北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館4F	☎093-551-2634	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
久留米支所	久留米市日吉町24番地24	☎0942-38-1022	久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡
筑豊支所	飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所5F	☎0948-22-3585	飯塚市、直方市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
大牟田支所	大牟田市不知火町1丁目3番地4 太陽生命大牟田ビル6F	☎0944-52-6011	大牟田市、柳川市、みやま市

*本リーフレットは制度の概要をお知らせするものであり、すべての手続きを示すものではありません。
*いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する保証申込は取り扱いいたしませんので、ご注意ください。



FUKUOKA
GUARANTEE

福岡県信用保証協会

<http://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

H23.10現在